

税のお知らせ

11月の納税等

国民健康保険税／第5期
後期高齢者医療保険料／第5期
介護保険料／第4期
農業集落排水処理施設使用料／第4期
保育料／11月分
納期限／11月30日(水)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。

個人事業税第2期分の納付をお忘れなく

個人事業税の第2期分の納期限は11月30日(水)です。

第2期分の納付書は、8月にお送りした納税通知書に同封しておりますので、次のいずれかの方法で納付してください。なお、納付書を紛失された方は管轄の県税事務所へお問合せください。

●納付場所および納税方法

- 金融機関、県税事務所の窓口
- コンビニエンスストア、MMK設置店
- Pay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングまた

はATM

○インターネット環境でのクレジットカードによる納付

○スマートフォン決済アプリ(PayPay、LINEPayおよびPayB)による納付

※コンビニエンスストア、MMK設置店、スマートフォン決済アプリによる納付については、納付書の納付金額が30万円以下のものに限りません。

●その他

領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)の窓口、県税事務所の窓口またはコンビニエンスストア、MMK設置店で納付してください。

また、納付には便利で安全な口座振替の制度もあります。

ご希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください。

●問合せ先

西尾張県税事務所 課税第一課
県民税・事業税第二グループ
☎0586-4513169
(ダイヤルイン)
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>

税の納付は期限内に!

住民の皆さまに納めていただく税は、むらづくりや住民の皆さまの暮らしを支える大切な財源です。多くの方は期限内に納付をされていますが、納付いただけでない方もいらつしやいます。

納期限を過ぎても納付されない場合は、本来の税額のほかに、延滞金を納めていただくこととなります。

●滞納の場合

何も連絡がなく滞納が続いた場合は、納期限までに納めていただいた方との公平を保つため、次の手順によって滞納処分の手続きを行い、滞納している税に充当することになります。

- ①督促状を送付
- ②電話や文書にて納税を催告、税を徴収
- ③財産調査を実施し、預金・給与・不動産などの財産の差し押えを実施
- ④差し押えた不動産等の公売を行います、滞納している税に充当

●納税相談を行っています

病気や仕事の問題などによって納期限までに納付が難しい方は、

納税に関する相談を随時お受けしています。お早めにご相談ください。

●問合せ先

総務部税務課

税を考える週間(11月11日から17日)

これからの社会に向かって



期間中、国税庁ホームページで様々な情報を提供しています。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
<https://www.nta.go.jp>



税を考える週間

検索